

千葉県保育士修学資金等貸付事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市内の多様な保育を支える保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、千葉県保育士修学資金等貸付事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、市社協が千葉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する保育士修学資金貸付、保育補助者雇上費貸付、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付、就職準備金貸付に係る貸付金及び事務費とする。

(交付額)

第3条 この補助金の交付額は、別表に定める額と、千葉県保育士修学資金等貸付事業補助金交付申請書（様式第1号）の関係書類に記載のある総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(交付の申請)

第4条 市社協会長は、規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県保育士修学資金等貸付事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により交付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書（様式第2号）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（交付決定通知）

第6条 規則第6条の規定による通知について、千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（変更交付申請）

第7条 市社協会長は、第5条第1号又は第2号の規定により交付決定の内容を変更しようとするときは、千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請について適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第8条 市社協会長は、第5条第3号の規定により、事業を中止し、又は廃止しようとするときは千葉市保育士修学資金等貸付事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請について適当と認めるときは、千葉市保育士修学資金等貸付事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定により実績報告しようとするときは、翌年度4月末までに、千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金実績報告書（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金確定通知書（様式第9号）によるものとする。

（交付の請求）

第11条 補助金の交付は概算払によるものとし、市社協会長は、第6条で決定を受けた補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市社協会長は、事業を中止し、又は廃止したときは、実施要綱に定める特別会計の廃止時点の残額を市に返還するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成28年12月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表

事業名	補助基本額	対象経費
保育士修学資金等貸付事業 1 保育士修学資金貸付 2 保育補助者雇上費貸付 3 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 4 就職準備金貸付	制度開始年度に国から一括交付された補助金により運用する。以降、配分可能額として国から示された額を限度とし補助する。	千葉県保育士修学資金等貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、その他事務に係る経費等

(あて先) 千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金所要額調書(別表1)

(あて先) 千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号により額の確定のあった千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金について、千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金交付要綱第5条(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号)第13条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要補助金等返還相当額)
金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

(あて先) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

千葉市長

印

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のありました千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先)千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号により交付決定のあった千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 補助金変更交付申請額 金 円
- 2 千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金所要額調書(別表1)

(あて先)社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

千葉市長

印

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のありました千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金について、決定の一部を下記のとおり変更することとしたので通知します。

記

交付決定額	金	円
うち今回変更額		円

<審査請求等>

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先)千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号により交付決定のあった千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金を中止(廃止)したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止(廃止)理由
- 2 中止(廃止)予定日
- 3 その他添付書類

(あて先) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

千葉市長

印

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金事業中止(廃止)(承認・不承認)通知書

年 月 日付け第 号で申請のありました千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金の事業中止(廃止)について、(承認・不承認)としましたので通知します。

(不承認の理由)

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第8号(第9条関係)

<文書番号>
年 月 日

(あて先)千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号により交付決定のあった千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金について次のとおり関係書類を添えて報告します。

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金実績報告書(別表2)

(あて先)社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

千葉市長 印

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のありました千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先)千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金概算払請求書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号により交付決定のあった千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金について、次により補助金を概算払されるよう請求する。

1 補助金概算払請求額 金 円

別表1

千葉市保育士修学資金等貸付事業補助金所要額調書

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

事業名	対象	総事業費 ①	寄附金その他 ②	差引額 ③(①-②)	補助 基準額 ④	選定額 ⑤	負担額 ⑥	
							国負担分(9/10)	市負担分(1/10)
千葉市保育士修学資金等貸付事業	国及び市補助対象						国負担分(9/10)	
							市負担分(1/10)	

※⑤欄は、③欄及、④欄を比較し、少ない額を記入すること。

別表2

千葉県保育士修学資金等貸付事業補助金実績報告書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

年度

事業名	対象	総事業費 ①	寄附金その他 ②	差引額 ③(①-②)	補助 基準額 ④	選定額 ⑤	補助所要額 ⑥		補助 受入済額 ⑦	補助 返還額 ⑧(⑦-⑥)
							国負担分(9/10)	市負担分(1/10)		
千葉県保育士修学資金等貸付事業	国及び市補助対象						国負担分(9/10)			
							市負担分(1/10)			

※②欄は、補助金の運用又はその他寄附金等による収入額を記入すること
 ※⑤欄は、③欄、④欄を比較し、少ない額を記入すること